特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当に関する事務に関する事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ・現況届受付の確認 ・支払管理の確認 ・統計処理の確認 ・統計処理の確認
③システムの名称	1. 児童手当 システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 児童手当受給者ファイル	2. 児童手当要件児童ファイル 3. 施設入所児童ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 106、107の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健こども課
②所属長の役職名	保健こども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	度会町保健こども課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-2413
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] では、それぞれ重点	項目評価書又は	3) 基礎項目評価	書及ひ 書及ひ	
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を	E除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	−分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[H	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの季	託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通じた	提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの指	接続	[]	接続しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[н	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	のマイナンバー取得の徹底 厳守している。また、児童手 に関して手作業が介在する ミスが発生するリスクへのな ・申請書に記載された個人	まや、照会を行 手当に関する が、いずれの 対策は十分で 番号及び本人 る申請書等(、情報のデータベースへの入力 USBメモリを含む。)の保管			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	•啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられる対策	1 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない情報で不正に使用されるリスクへの対象では用等のリスクへの対策であるリステムを通じて目的がシステムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへのが、	級との紐付けが行われるリスクへのダ クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	認証によって限定しており、名	る簿によって権限の適切 裁員、アクセス権限のなり	員は、ID・パスワード及び指紋認証に]な管理を行っている。これらの対策を い職員等)によって不正に使用される	を講じている

変更箇所

	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	福祉保健課	住民生活課	事後	
	D	福祉保健課長	住民生活課長	事後	
平成28年4月1日	扱いに関する問合先 連絡先	度会町福祉保健課	度会町住民生活課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	2014/10/31	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/10/31	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		様式の変更に伴う新規項目の記載の追加	事後	
令和7年10月17日	ルを取り扱う事務 ③システ	1. 児童手当 システム 2. 団体内統合宛名 システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当 システム 2. 団体内統合宛名 システム 3. 中間サーバー	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I-5 評価実施機関におけ る担当部署	①部署 住民生活課 ②所属長の役職名 住民生活課長	①部署 保健こども課 ②所属長の役職名 保健こども課長	事後	
令和7年10月17日	I-8 特定個人情報ファイ	度会町住民生活課	度会町保健こども課	事後	
令和7年10月17日	象人数 1つ時占の計数か	平成31年年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	Ⅱ -2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加
	-		-		-